



石ヶ瀬小学校だより 2021年 2月1日(月)

いしがせ

URL <http://www.obu-c.ed.jp/ishigase-e/> E-mail [ishigase-e@obu-c.ed.jp](mailto:ishigase-e@obu-c.ed.jp)



## 先を見すえて GIGA スクール OBU 発進！

校長 松山 靖

3学期がスタートし、早くも1か月が過ぎました。みなさんが今の学年で登校する日を数えると、1年生から4年生は37日、5年生は38日、6年生は33日です。4月からは新しい学年で気持ちよく生活できるように2月、3月は最後のまとめをしっかりとしていきます。

昨年度のこの時期、本校ではインフルエンザが流行していました。そのため学校では、手洗い、うがい、換気、加湿、前向き給食、テレビ朝会などの予防対策がされていました。インフルエンザの予防でも「新しい生活様式」の対応をすでにしていました。まだ新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言が続いています。気を抜いてはいけません。毎日、元気に登校できるように自分の健康を自分でしっかりと整えていきましょう。ご家庭での毎日の検温等にご協力ありがとうございます。今後も予防にご協力をお願いいたします。

さて、コロナ禍で暗い話題が多くなる中、学校では一気にICT教育が進んでいます。本校でも毎日のように多くの授業でタブレットを利用しています。私が教師になって間もない頃（30年以上前の話ですが）、理科の授業で中学生と未来の生活を話し合ったことを覚えています。「おやすみ」と言ったらテレビや電気が消え、カーテンが閉まる。起きる時間になったら、鳥の鳴き声が流れ自然にカーテンが開いて暖房がつき、パンが焼けてお湯がわく。中学生と一緒に「本当にそんな時代が来るのか。」と考えていました。しかし本当にその時代がきました。もの



タブレットを活用して発表をする3年生

すごい勢いで技術が発展しています。大府市が進めている「GIGAスクールOBU」もこの先の時代を見すえての取組です。いしがせっ子たちも30年もたてば日本の中心を支える社会人になります。そのとき、みんなの生きている時代はどうなると思いますか。

AI（人工知能）の研究を行っているオックスフォード大学のマイケル・A・オズボーン先生が、コンピューターによる自動化が進むと、20年後には47%の仕事がなくなるという予想をしています。コンピューター技術の進歩によってロボットが人間の仕事を代わりにする時代は意外と近いといわれています。もしかしたらAIが先生の代わりに教える時代が来るかもしれません。そのため、大府市内の小中学校では、タブレット端末が4年生以上に1人1台配られました。タブレットで勉強することが楽しいといういしがせっ子もたくさんいます。便利な道具は使い方をまちがえると、人の心を傷つけたり、自分が事件に巻き込まれたりすることもあります。そのため、先週は先生たちもタブレットの研修会を行いました。便利な道具の正しい使い方を身につけ、学校でなかまと学び合い、相手の気持ちが分かるいしがせっ子になってほしいと願っています。

※タイトルの写真：5年生の校外学習の様子

## 学校でのコロナ感染症対策について

1月13日付けで愛知県が緊急事態宣言の対象地域に加えられ、知事から緊急事態宣言が発出されました。これにより、学校でも「教育活動の実施等に関するガイドライン」に沿って感染リスクの高い学習活動を一時的に停止しています。

- ・長時間、近距離でのグループ活動や大声で話す活動
- ・マスクをはずして行うリコーダーや鍵盤ハーモニカ
- ・児童が近距離で活動する理科の実験や調理実習
- ・体育で児童が密集する運動や接触したりする運動 など



この他、こまめな換気や手洗い、児童が下校した後の消毒等を行っていきます。また、緊急事態宣言が出されている間は、給食後の歯みがきを行わないことにしました。

ご家庭でも、

- ・朝の検温と健康観察
- ・8時以降の不要不急の外出を控える
- ・帰宅後の手洗い、うがい

など、できることを心がけていただき、一日も早く、安心して過ごすことができる日常を取り戻すことができるよう、一人一人気をつけていきましょう。

※心のケアにも配慮していきます。ご心配なことがありましたら担任までお知らせください。

※お子様に熱症状などがありましたら、登校は控えてください。

※同居家族が濃厚接触者に特定された場合、検査で陰性が判明するまで登校を控えるようにしてください。また、学校にもお知らせください

### 就学援助制度のお知らせ

大府市では、お子さんを小・中学校へ通学させる上で、経済的に困りの保護者の方に対して、学用品・学校給食費等を援助する事業を行っています。

援助をうけることができる方

(1)生活保護を受けている方

(2)次の基準のいずれかに該当する方で、生活保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた方

- ①市民税の非課税、または減免世帯
- ②個人事業税、または固定資産税の減免世帯
- ③国民年金の掛け金、または国民健康保険税の減免、もしくは徴収の猶予世帯
- ④児童扶養手当の受給世帯(児童手当とは異なります)
- ⑤生活保護法に基づく保護の停止、または廃止を受けた方
- ⑥生活福祉資金の貸付を受けた方
- ⑦失業対策事業適格者手帳を持っている、又は職業安定所登録日雇労働者の方
- ⑧保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方
- ⑨その他(上記以外の方)

※この制度についてのお問合せは各小中学校及び教育委員会学校教育課(TEL46-3332 まで)